近畿地方整備局公示

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第一項の規定に基づき、次のように舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を指定する。ただし、この指定は、令和八年三月十四日から適用する。

令和八年三月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区分	水系名	河川名	閘門又は水門の名称	長さ	幅	水面上の高さ	喫水	備考（通航時間）
指定	淀川	淀川	淀川ゲート ウエイ	六十二メートル	十八メートル	三・五メートル	二メートル	午前八時三十分から日没まで

備考

区分欄中「指定」は、河川名の欄に掲げる河川の閘門について、新たに指定するものを示す。

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、次のように通航方法の指定を変更する。ただし、この指定の変更は、令和八年三月十四日から適用する。

令和八年三月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区分	水系名番号	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度
旧	淀川一	舟・いかだ	現地に建植する航路標柱イ・ロ・ハ・ニ・ホ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と標柱イと標柱一号を結んだ線で囲まれた水域並びに、現地に建植する航路標柱ヘ・ト及び標柱四号・三号を順次結んだ線と航路標柱ヘと標柱三号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下
新	〃	〃	現地に建植又は設置する航路標柱イ・ロ・ハ、航路標識ニ・ホ・チ、航路標柱リ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と航路標柱イと標柱一号を順次結んだ線で囲まれた水域並びに、現地に建植又は設置する航路標柱ヌ、航路標識ル・カ、航路標柱ヨ及び標柱四号・三号を順次結んだ線と航路標柱ヌと標柱三号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	〃
変更 新	〃	〃	現地に設置する航路標識ホ、航路標へ、航路標識ワ・カ・ル・ヲ、航路標ト、航路標識チ・ホを順次結んだ線で囲まれた水域	午前八時三十分から日没まで	〃

備考

区分欄中「変更」は、水域番号欄に掲げる水域の通航方法について、この表の「旧」に掲げるものを「新」の行に掲げるとおり変更することを示す。

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、青森県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年青森労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月４日

青森労働局長　角井　伸一

１　適用する家内労働者　青森県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をむき、芯線をむき出し、よじり、はんだ付けを行うことをいう）			100本につき625円96銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	１端子ごとに差すもの		100端子につき34円32銭
		連続端子となっているもの		100回につき73円75銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	自動検査済みのもの	100個につき13円74銭
			バラ状で行うもの	100個につき24円42銭

４　効力発生の日　令和８年５月１日